

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1 日 時 令和2年10月13日(火曜日)

午後2時40分～午後3時44分

2 場 所 委員会室(議場)

3 出席委員 高木法生 委員長 村田弘司 副委員長
荒山光広 委員 山中佳子 委員
三好睦子 委員 岡山隆 委員
秋枝秀稔 委員 猶野智和 委員
坪井康男 委員 杉山武志 委員
藤井敏通 委員 岡村隆 委員
田原義寛 委員 山下安憲 委員
石井和幸 委員

4 欠席委員 なし

5 委員外出席議員

竹岡昌治 議長

6 出席した事務局職員

石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長
篠田真理 議会事務局企画員

7 説明のため出席した者の職氏名

波佐間 敏 副市長 中本喜弘 教育長
田辺 剛 総務部長 藤澤和昭 総合政策部長
藤澤由文 地方創生監 杉原功一 市民福祉部長
西田良平 建設農林部長 繁田 誠 観光商工部長
末岡竜夫 教育次長 八木下理香子 教育委員会事務局長
竹内正夫 総務課長 佐々木昭治 財政課長
古屋敦子 生活環境課長 安永一男 健康増進課長
井上辰巳 地域福祉課長 中村壽志 農林課長
河村充展 教育総務課長 渡辺義征 学校教育課長
斉藤正憲 生涯学習スポーツ推進課長 池田正義 文化財保護課長

中 嶋 英 樹 建設課主幹 別 府 泰 孝 商工労働課主幹

8 会議の次第は次のとおりである。

午後2時40分開会

○委員長（高木法生君） ただいまより、予算決算委員会を開会いたします。

それでは、先ほどの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして審査いたします。

議案第94号令和2年度美祢市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。執行部から説明を求めます。竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） まず、歳出から説明させていただきます。

2款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄006総務管理業務におきまして、生活保護業務により生じた損害賠償金として30万円を追加しております。

続きまして、説明欄037ICT化推進事業といたしまして1,045万3,000円を追加しております。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会全体で新しい生活様式が実践されるなど、生活スタイルが変化する中、行政の業務につきましても、新しい生活様式に対応した取組を行う必要があり、ウェブ会議等が可能となる業務環境を整えるとともに、市民サービスの利便性向上のため、美東総合支所ほか21か所において、Wi-Fi機器の整備を行うものでございます。

事業費の内訳としまして、通信運搬費として、2節の3か月分の通信料36万3,000円、Wi-Fi設備設置に係る施設整備工事費として888万円、加入負担金として、山口ケーブルのインターネット加入金として121万円を計上しております。

なお、特定財源として、施設整備工事費及び加入負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 続きまして、3款民生費・2項児童福祉費・1目児童福祉総務費、説明欄005児童クラブ運営事業におきまして、施設備品購入費として23万1,000円を追加しております。

これは、伊佐・綾木・秋芳桂花の3つの児童クラブに新型コロナウイルス感染症対策として、換気のため、窓を開けるときに必要となる網戸を購入する経費です。

なお、その他の児童クラブにつきましては、既に設置されていたり、公民館等を利用しているクラブについては各公民館等に対応する予定となっております。

特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

次に、4目児童福祉施設費、説明欄002公立保育園管理運営事業におきまして、施設備品購入費27万6,000円を追加しております。

これは、現在網戸が設置されていない伊佐保育園と厚保保育園に網戸を購入する経費でございます。

こちらも特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しています。

民生費の説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 安永健康増進課長。

○健康増進課長（安永一男君） 続きまして、4款衛生費・1項保健衛生費・1目保健衛生総務費、説明欄010地域外来・検査センター運営事業に850万9,000円追加しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、PCR検査を必要とする患者が迅速かつスムーズに検査が受けられるよう、山口県事業を受託し、地域外来・検査センターを設置する費用でございます。

事業に係る経費の財源として、県支出金を充てることとしております。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

2目予防費、説明欄002予防接種事業で1,770万2,000円追加しています。

これは、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行の抑制及び地域医療体制の維持を図るため、重症化リスクの高い高齢者・妊婦・基礎疾患のある方及び中学生・高校生の接種希望者に対しまして、インフルエンザ予防の——予防接種の費用を無料化するための費用でございます。

この事業の経費の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を充てることとしております。

また、既に予防接種を受けて自己負担金を支払われた方へ負担金をお返しする手続の方法につきましては、改めてお知らせいたします。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） 続いて、5目斎場費であります。

齋場管理運営事業において91万3,000円を追加しております。

これは、市内2つの齋場に網戸を設置するものであり、内訳は、美祢市齋場ゆうすげ苑が80万6,000円、船窪山齋場が10万7,000円であります。

なお、特定財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しています。

以上です。

○委員長（高木法生君） 安永健康増進課長。

○健康増進課長（安永一男君） 続きまして、7目保健センター費、説明欄001保健センター管理事業で20万4,000円追加しています。

これは、保健センターの網戸を設置する費用でございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） 続きまして、その下段、5款労働費・1項労働諸費・2目勤労青少年ホーム費、説明欄002勤労青少年ホーム管理運営事業として14万2,000円を追加しています。

これは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、網戸を購入するため追加するものです。

財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金14万2,000円を追加しています。

以上で説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 別府商工労働課主幹。

○商工労働課主幹（別府泰孝君） 続きまして、同ページ、3目農村勤労福祉センター費です。

説明欄001農村勤労福祉センター管理運営事業に、施設備品購入費として19万8,000円を追加するものです。

これは、館内の換気のための網戸設置経費であり、会議及び災害避難時に主に利用する箇所に設置するものです。

なお、特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

引き続きまして、16ページをお願いいたします。

7 款商工費・1 項商工費・2 目商工振興費です。

説明欄001商工業活性化事業に、プレミアム付商品券発行事業補助金として3,360万6,000円を追加するものです。

これは、割増率30%のプレミアム付商品券を新たに1万セットを目安に販売する事業であり、事業実施主体である美祢市商工会に対して補助金を支出するものであります。

商品券の内容につきましては、1セット1万円で販売予定でして、販売開始を本年12月、使用可能期間を令和3年2月までを現時点では想定しております。

なお、販売方法等の詳細については、現在、実施主体において調整中でございます。

次に、6目産業技術センター費です。

説明欄001産業技術センター管理運営事業に、施設備品購入費として19万8,000円を追加するものです。

これは、館内の換気のための網戸設置経費であり、会議及び災害避難時等に主に利用する箇所に設置するものであります。

これらにつきましても、特定財源に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） 続きまして、10款教育費・1項教育総務費・2目事務局費になります。

説明欄007ICT化推進事業として2,300万4,000円を追加しております。

これは、総務費と同様に、ICTを活用した市民サービスの利便性向上及び行政運営の効率化に資する事業として、各公民館やコミュニティセンター等の教育委員会所管施設37施設にWi-Fi環境を整備するものであります。

なお、特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺義征君） 続きまして、3目指導費でございます。

説明欄026感染症対策支援事業として126万6,000円を追加しております。

これは、新型コロナウイルス感染症対策のため、市内小中学校の修学旅行が保護者との協議によって中止、または延期されることによって発生するキャンセル料等を保護者や引率教員に対して補助するものです。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

以上です。

○委員長（高木法生君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） 続きまして、2項小学校費・3目学校施設整備費になります。

説明欄001小学校施設整備事業を230万円追加しております。

これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、小・中学校においては、冷暖房の使用中含め、1年を通して教室の窓を開けた換気の必要がありますが、ハチ等の害虫の侵入防止対策として、網戸を設置する経費になります。

なお、特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

次のページをお開きください。

続きまして、3項中学校費・3目学校施設整備費になります。

説明欄001中学校施設整備事業を150万円追加しております。

これは、小学校費と同様に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための網戸を設置する経費になります。

同じように、特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 齊藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） 続きまして、同款・5項社会教育費・1目社会教育総務費、説明欄007コミュニティセンター管理運営事業として72万円を追加しております。

これは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として網戸を購入するため追加するものです。

財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金72万円を充当しています。

続きまして、同項・2目公民館費、説明欄004公民館管理運営事業として882万2,000円を追加しています。

これは、9月10日夜からの大雨による雨漏り後の床等の改修、それと、厚保公民館の空調設備として389万8,000円、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、網戸を購入するため492万4,000円を追加しています。

財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金492万4,000円を充当しています。

以上で説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 池田文化財保護課長。

○文化財保護課長（池田正義君） 続きまして、6目文化施設費、説明欄005大仏ミュージアム管理運営事業におきまして、報償金を27万3,000円、消耗品費として4万円をそれぞれ追加しております。

報償金につきましては、鑄造体験に係る補助者謝礼として91人分を、消耗品費は鑄造体験で使用するすずを購入するものであります。

これは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多くの小中学校において、修学旅行等の見直しがなされておりますが、県内の教育委員会に、観光協会等とタイアップした体験プログラムを売り込みに行った効果もあり、鑄造体験を希望される小中学校が急増しておるところでございます。

現在のところ、12月中旬までに市内小学校の社会科見学分も含めまして、19校、延べ800人の予約が確定しております。問合せも多数いただいております。

補助者が必要となる理由は、高温の金属を扱うことによる安全確保や滞在時間が限られた修学旅行において、作業の効率化が求められているためであります。

特定財源として、諸収入36万1,000円を充当しておりますが、材料等の実費負担相当分としてお一人300円を頂いておりますので、今後の見込みも含めて約1,200人分としております。

次に、7目秋吉台科学博物館費、説明欄002秋吉台科学博物館管理運営事業におきまして、備品購入費として13万2,000円追加しております。

これは、新型コロナウイルス感染予防に際し、講座室及び展示室に網戸を設置する費用となります。

特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） 災害復旧費につきまして御説明いたします。

20ページ、21ページを御覧ください。

11款災害復旧費・1項農林施設災害復旧費・1目単独災害復旧費において764万円を追加しております。

説明欄001現年農林施設単独災害復旧事業につきまして、少額災害復旧工事補助金を追加するものでございます。

これは、本年9月11日から12日の秋雨前線豪雨によるもので、赤郷観測所において24時間最大雨量157ミリメートル、時間最大雨量32ミリメートルを観測しております。

市内各地において、農地・農業用施設の小規模な災害が21か所発生しており、受益者発注工事に係る補助金を予定しております。

次に、2目補助災害復旧費において641万3,000円を追加しております。

説明欄001現年農林施設補助災害復旧事業につきまして、測量設計委託料として121万3,000円を、災害復旧工事費として520万円を追加するものでございます。

これは、先ほど申し上げました、9月発生の秋雨前線豪雨により被災いたしました農地1か所、農業用施設1か所において、国の現地査定後、復旧を行うものであります。

なお、この事業の歳入といたしまして、県支出金264万円、分担金及び負担金142万4,000円を予定しております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 中嶋建設課主幹。

○建設課主幹（中嶋英樹君） 続きまして、11款災害復旧費・2項土木施設災害復旧費でございます。

被災日と雨量につきましては、先ほど農林課長が御説明したとおりでございます。

このたびの9月豪雨により、土木施設に被害が発生しておりますので、土木施設災害復旧に係る予算を追加するものでございます。

1目単独災害復旧費において102万1,000円を追加しております。

説明欄の001現年土木施設単独災害復旧事業におきまして、委託料のうち業務委託料として、崩土取り除きなど、11件に対する応急復旧に係る業務委託料でございます。

2目補助災害復旧費において73万円を追加しております。

説明欄の001現年土木施設補助災害復旧事業におきまして、委託料のうち測量設計委託料として、災害復旧2件に係る測量設計委託料でございます。

なお、この災害復旧に県の工事請負費が計上されていないのは、8月臨時会の6号補正後、災害査定を受け、復旧に係る設計額がおおむね確定し、予算の範囲内で対応できる見通しとなったためでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 続きまして、歳入を御説明いたします。

恐れ入ります、8ページ、9ページを御覧ください。

歳出の説明において、特定財源は御説明いたしましたので、それ以外の歳入について御説明をいたします。

一番上の11款地方交付税・1項地方交付税・1目地方交付税ですが、説明欄を御覧ください。

特別交付税を1,024万円追加しております。

これは、災害復旧費分の増額を見込むものであります。

続きまして、1つ飛ばしまして、15款国庫支出金・2項国庫補助金・1目総務費国庫補助金ですが、説明欄を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を9,805万5,000円追加しております。

臨時交付金につきましては、歳出の説明時に御説明をしておりますが、ここでは、補正予算（第9号）後の臨時交付金の留保額を申し上げます。

今後の財源として使うことができる臨時交付金の額は6,522万4,000円となっております。

ります。この留保額につきましては、予算執行状況等を踏まえながら、今後の補正予算において、特定財源として追加していく予定としております。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

上から2段目、19款繰入金・1項基金繰入金・1目財政調整基金繰入金ですが、一般財源として、財政調整基金繰入金を1,399万6,000円追加しております。

続きまして、一番下、22款市債・1項市債・8目災害復旧債ですが、説明欄を御覧ください。

農林施設補助災害復旧事業債を110万円追加しております。また、その下ですが、土木施設単独災害復旧事業債を40万円追加しております。

次に、地方債の補正について御説明をいたします。

恐れ入ります、4ページを御覧ください。

農林施設補助災害復旧事業債及び土木施設単独災害復旧事業債の限度額を変更しております。

議案第94号令和2年度美祢市一般会計補正予算（第9号）の説明は以上でございます。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

コロナウイルスの感染症の予防で、各施設、小学校・中学校とかに網戸を設置ということなんですけれど。

以前にも申し上げましたが、手洗いのときに、こうやるのではなくレバーか——レバーでという話がありましたが、それはどうなったのか。

それと、今レバーが入らないっていうのを情報を聞いておりますが、自動的にこうやればジャーと出る自動的な栓に変更ということも考えられますが、この進捗状況っていうか、どうなってるのかお尋ねします。

○委員長（高木法生君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺義征君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

各小中学校におきまして、蛇口——レバー式の蛇口への交換につきましては、補正（第5号）で上げております学校保健特別対策事業費補助金、これを各学校に配算したんですけども、この配算の中で、多くの小中学校がこのレバーを交換すると

いうことをやっております。

本日、資料を持って来ておりませんので、何校中何校が対応したかっていうことはちょっと今分かりませんが、かなりの学校が、これによってレバーを交換をしているところがございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 三好委員、今、市のあれですか、学校の施設のことですか。

（発言する者あり）この補正関係ありますか。補正……（発言する者あり）ほかにございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 17ページなんですけれど、一番上の商工業活性化、プレミアム付商品券発行事業補助金の件なんですけれど、これ、先ほども意見がありましたけど、この商品券、何回も行われてますが、なかなか平等に行き渡ってないということがあります。

それで、美祿市の人口は二千——今年の4月の状況ですが、1万960世帯あるんです——世帯数なんですけれど、1万968世帯なんですけれど、この商品券が1万1,000セットということは、1世帯に1個という換算だと思いますが、販売するのではなくて各世帯に配ってはどうでしょうか、平等にいくと思うんですけれど。

先ほど、人口でという御意見もありましたが、人口はつかみにくいと思いますので、1世帯のほうは区長さんにも負担がかからないかと思うんですが。

他市では配っている、各——配っていると聞きましたので、やはり平等にいくには、1世帯1セット配るっていう方法がいいのではないかと思いますので、どうでしょうか。お尋ねします。

○委員長（高木法生君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

他市のように、商品券を各戸に配布したほうが——したらどうかというような御意見だったかと思います。

先ほど、本会議におきまして、杉山議員が御質問された内容と同じ内容ではなからうかと思いますけども、先ほど市長も答弁いたしましたとおり、他市の効果なりを今後検証して、今後生かせればというふうに市長は答弁をしたところがございます。

こちらとして言えますことは、先ほどの杉山議員のときの試算、1億幾らの金額

を配って、それを市中に経済効果として流すといいますか。商品券の場合は、一旦市民に基礎額を購入して、市がプレミアム分を賦課する場合——ことでもありますので、市とすれば、3,000万円を財源として使って、先ほどの配布すると同じような1億3,000万円の経済効果を出すという、どちらの施策が経済効果や市の有効財源、または市民の負担といった総合的なものを勘案して、今後検討していく必要があるかと思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほどの説明で聞き逃したかも分かりませんが、これ制限があるんですか。以前は、9月1日まで——8月31日までは、1世帯で1セットよと言われてましたけど、9月1日以降は5セットぐらいよかったですけれど。

お金のある人はどんどん買えて、ない人とか交通不便地域の方、1万円を買いに行くためになかなか行けないので——分かりませんが、出かけたついでにとということもあるかも分かりませんが。

なかなか——先ほどもありましたように、行ったけれどもなくなっていたということもあると思いますので、まず何セットか——何セット——制限があったんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（高木法生君） ちょっとここで、暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時13分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

ほかにございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 確認です。今回の補正予算の主な財源は、コロナ対策の臨時交付金ですよ。その総額が9,800万円ですか。

以前、私質問したときに、トータル幾らで、今まで何ぼ払ってるからあと何ぼ残ってるんやと、こういう質問をしたときに、そちらのほうから1億6,300万円まだありますという話だったですね。それで今回9,800万円、これから出すんで残りが6,500万円と、こういう認識でよろしいですね。

○委員長（高木法生君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 藤井委員の御質問にお答えします。

藤井委員のおっしゃるとおり、そういう状況です。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） もう1つ確認です。

4ページのところに、地方債の——これは補正とありますね。今回、災害対策費で市債というか、地方債を出すということで1,000万円強の予算。

で、今回ここに、従来の枠が60万円という限度額が、今回限度額を170万円に変えますということなんですけれども。

これは、要は、地方債なんかを出そうと思ったら、ある基準があって、その基準内で、しかもどういう基準で発行する、あるいは何ぼという枠を発行すると、こういうことだろうと思うんですね。

それを今回、地方債っていうか、そこに充てるということで、その財源はということで、ここから出すということで。で、限度額が足りないんで、多分限度額を枠を増やすことでその分を充てると、こういうことだろうと思うんですけれども、まず、そういう認識でよろしいかと、1点。

2点目が、何かそういうふうなことで、何かやろうと思って地方債——お金がないからじゃあ地方債でやるかと、じゃあもう、のべつ幕なしで枠を増やすことができるかと。そういうのを勝手にやれないんで、議会の承認がいるから今回出しますと、こういうことなんでしょうか。

ちょっと本当、基本的な支出のというか、財源の在り方について確認です。質問いたします。

○委員長（高木法生君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

地方債、このたびは災害復旧債について、市債の発行をしております。

本市では、市債は10万円単位で発行しておりますけれども、このたび一般財源が増えた分の、なおかつ、それぞれの地方債の用途——使用目的っていうんですかね、それに沿った形で地方債を増額しているものです。増額した額は、既定の当初予算等で既に定めておる金額がありますので、それとこのたび必要な額、その差額分を補正額として追加をしております。

地方債につきましては、先ほどおっしゃいましたように、発行は議会の了解を一一補正予算で了解を得たものを起債をするという形になっておりますので、このような形で市議会のほうに市債の発行額をお示しをして、議決をいただくものでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。岡村委員。

○委員（岡村 隆君） 衛生費のところに、地域外来・検査センター運営事業というのがございます。

県の支出金等出ておると思いますが、この時期ですので、新型コロナウイルス感染症とか関係があるのかも分かりません。ちょっとこのあたりの場所とか、内容等をちょっと説明していただけたらと思います。

○委員長（高木法生君） 安永健康増進課長。

○健康増進課長（安永一男君） 岡村委員の御質問にお答えいたします。

まず、予定している場所についてですが、元美祢地方卸売市場でございます。場所といたしましては、美祢郵便局前になります。

また、この検査センターにつきましての主な流れについての御説明をいたします。

まず、新型コロナウイルスに感染の疑いのある方が、事前に診療所——かかりつけ医と呼んでおりますが、そちらのほうにまず相談していただくようになります。

まず、その診断を受けられた診療所が、コロナウイルスの感染症の疑いがあると判断された場合につきまして、PCR検査の要否について判断をするわけですが、PCR検査の検査が必要であると判断した場合、地域外来・検査センターへ予約をすることになります。

この予約を受けた、疑いの——感染の疑いのある方は、この検査センターのほうに自家用車等で移動していただくようになります。

この検査センターにおきましては、PCR検査、唾液の採取を行うわけですが、車の中で検体を採取するようになります。

検体を採取した後、感染の疑いのある方は、自宅等に帰っていただいて待機していただくようになります。

この検査センターでは、検体を民間の検査機関のほうに搬送するようになります。民間が回収するようになります。

また、民間の検査センターにおきまして、陽性か陰性かを判断するようになります。

その結果につきましては、今、予定としては、翌日に判明するようになっております。検査を受けた翌日に、その検査結果を、検査を受けられた方にお知らせするようになります。

もし、陽性であると判明した場合でございますが、これは、宇部健康福祉センターから本人に連絡がいきまして、入院先の手配等をいたします。

また、感染の拡大が見られるようであれば、積極的に疫学調査等を実施するようになっております。これは、主には宇部健康福祉センターが実施するようになっております。

説明は以上でございます。

○委員長（高木法生君） 岡村委員。

○委員（岡村 隆君） ありがとうございます。

ちょっと未定かも分かりませんが、その運営といいますか、いつからできるか等を最後に教えていただけたらと思います。

○委員長（高木法生君） 安永健康増進課長。

○健康増進課長（安永一男君） 岡村委員の御質問にお答えいたします。

まず、開設予定でございますが、11月2日月曜日に開設予定としております。ただ、検査につきましては、週2回、火曜日・木曜日、祝日を除く日となっております。

検体を採取する時間でございますが、10時から11時でございますが、これはかかりつけ医の方が検査センターのほうに予約されますので、疑いのある方は直には検査することはできませんので、その辺は御注意願います。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 村田副委員長。

○副委員長（村田弘司君） 今の岡村委員のちょっと関連で確認をさせていただきたいんですが、これからインフルエンザ——季節性インフルエンザですか、はやると思います。恐らく38度を超える熱、発熱される方、9度からの熱が出られる方いらっしゃると思います。

かかりつけ医にかかられました。かかりつけ医の方がどちらか分からないという

場合ですね。今の話でいくと、例えばちょっと具合が悪いとか、鼻水が出るとか、咳が出るとかいうのであれば、今の流れでいくと本当スムーズにいくと思うんですが、例えば、もう見かけ上、本人が大変苦しいような状態ですよね。そういうときも、やはり御自分か御自分の御家族がここのセンターのほうに行かれて、また翌日まで待つという形になるのでしょうか。その辺の対応はどうなりますか。ちょっと確認です。

○委員長（高木法生君） 安永健康増進課長。

○健康増進課長（安永一男君） 村田副委員長の御質問にお答えいたします。

本人が、まず熱が続いたり、体調が悪い等がございますが、そのときには、まず、かかりつけ医の方に電話相談をしていただくことが大前提でございますが、どうしても、もう苦しくて耐えられないとか、もっとかなり熱が激しいとか、ずっとそのような状況が悪化している場合がございますが、その場合には、山口県のほうで、山口県新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤルがございます。電話番号は083-902-2510へ御相談願います。

追加でございますが、この山口県新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤルでございますが、以前は接触者——帰国者・接触者外来でございます。10月1日からこの専用ダイヤルに変更いたしました。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 村田副委員長。

○副委員長（村田弘司君） そうすると、いずれにしても御本人が御自分の判断で、この県の——どういうところだったかな、そういう施設のほうにお問合せをされないといけないということですかね。

そうすると、一般的に考えた場合、お年を召した方がお一人で暮らしておられる。どうもおかしいと、体温計で測られたら大変高い熱が出ておると。そのときに、かかりつけ医のほうに行ったほうがいいのか、それとも、電話をかけて県のほうに聞いて、コロナかもしれんとか。それもお年を召した方、ちょっと電話番号をここでお聞きになられても分からないと思いますよ、なかなか。

その辺は、ちょっと対応をちゃんとしとかないと、危険な状態になって、あのとき初期の対応をちゃんとしておったら、この方、こういう結果にならなかったということがあっちゃあいけませんので。

ちょっと、大変この今回の補正予算、大変いいと思います。それから、今言われた説明もよく分かるんですが、実際には、非常に大変な形でお暮らしになっておられる方もいらっしゃると思いますので、こういうケースが考えられると思います、今後ですね。

その辺の対応をどうするかということ、どうぞ行政として、美祢市は高齢化が進んでますんでやっていただきたい。

また、その辺の整理ができましたら、ぜひとも市民の方々に、それをお知らせをしていただきたいというふうに思います。これはお願いです。

以上です。

○委員長（高木法生君） 杉原市民福祉部長。

○市民福祉部長（杉原功一君） ただいまの御発言に対しまして御回答いたします。

まず、1つには、お医者にかかれるときには、まずはお電話いただくようにということで、医療機関のほうにまずお願いしとるわけで——皆様には。その中で、先生がある程度判断されまして、どういう形——来てくださってという話もございますし、また、今言いましたような案内所を紹介されることもあります。

それと今、市と医師会のほうでもそういう方たちのために、どうにか医療機関でもできないかということ、今検討しているところでございます。ですので、今後そういう方向に向けて話し合いを進めております。

そして、1つには、今お電話いただくところにお電話いただきました従来の検査の方法っていうか、それは週2回とかいうんじゃないで、従来の保健所でやるような形のPCR検査につなげていけるということになりますので、その2日以外の時であれば、そういう方向の対応もできるという形にはなっております。

これからは、いろいろと医療機関とも相談しながら、皆様が苦しい中で、早く検査が受けられるような形を取っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 賛成の立場で意見を述べます。

プレミアム付商品券ですが、市長は他市を見て検証すると言われました。経済的にゆとりがある人ない人、平等になるよう検討していただきますよう申し添えて意見といたします。

○委員長（高木法生君） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第94号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

以上、本会議で本委員会に付託されました議案1件の審査を終了いたしました。

その他委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いいたします。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） それでは、委員長のお許しをいただきましたので、天井山風力発電事業に関し、先日の予算決算委員会において、その場でお答えできなかった内容等について、改めて御説明をいたします。

まず、岡山委員の今回事業を計画しているジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、これまで設置した風力発電事業において、騒音や低周波に関し、周辺住民と訴訟に至った事例があるかという御質問ですが、事業者の確認をしたところ、クレームはありますが、それに対しては真摯に対応しており、トラブル、訴訟にまで発展した事例はないとの回答を得ています。

次に、猶野委員のこのたび配慮書に係る住民意見の提出は何件あったかという御質問ですが、これについても事業者の確認をしたところ、現在集約中とのことであり、10月末までには意見の集約を行うとのことでした。

なお、次の段階である方法書においては、提出された住民意見とともに、それに対する事業者の見解を記載することとなるとのことでした。

また、今回の配慮書について、議会への資料提供が可能かとの御質問については、市では、ここにありますとおり、紙の冊子でしか情報を保有しておりません。

したがって、この質問についても、事業者へデータでの提供が可能かということ

を確認いたしましたところ、資料提供の目的と使用の範囲を示していただければ、データの提供は可能であるとの回答を得ています。

続いて、村田副委員長の今後事業者が住民説明会を開催する予定があるのかという御質問でしたが、事業者の確認をしたところ、次の段階である方法書については、住民への説明会は必ず行わなければならない、周辺住民に限らず、広い範囲での説明会開催を想定していますとのことでした。

また、現時点においても、必要であれば住民説明会の開催は可能であるとの回答でございました。

なお、参考までに申しますと、方法書は今年12月から来年1月頃をめどに作成予定との回答でありました。

また、事業者が議会に出席し、事業計画等の説明を行うことは可能かという御質問については、現時点では事業の実施可能性を検討している段階であり、事業化は決定しておりませんが、それを御説明した上で、事業を実施する場合の事業計画の説明を行うことは可能であるとの回答を得ております。

最後に、秋枝委員の市内の太陽光発電所と比べて規模はどうかという御質問でしたが、西厚保町杓野地区と於福町の旧美祢カントリークラブでの2つの太陽光発電所の出力はそれぞれ5万6,000キロワットで、今回の風力発電所の出力は最大で8万6,000キロワットでありますので、出力の規模は約1.5倍となっております。

次に、発電所に係る環境影響評価の手の流れについて、改めて御説明をしたいと思います。

ただいま資料を通知しておりますけれど、この資料は、経済産業省のホームページに掲載されている発電所に係る環境影響評価の手のフロー図です。

一番左側、赤色の欄が一般住民等、続いてオレンジ色の欄が事業者、真ん中の欄、青色が経済産業省、続いて緑色が環境省、一番右側、紫色の欄が地方自治体となっております。

このフロー図は、環境影響評価法における第一種事業に該当する事業のフロー図ですので、今回の風力発電所の場合は、出力1万キロワット以上が第一種事業となり、このたびの風力発電所は、この第一種事業に該当します。

まず、事業者が計画段階環境配慮書を作成し、それを経済産業大臣と都道府県知事宛てに送付いたします。経済産業大臣においては、環境大臣の環境保全に関する

る意見を勘案し、事業者に対し意見を述べることとなります。

また、都道府県知事においては、関係市町村長に対し、環境保全の見地からの意見照会を行った上で、知事意見を事業者に対し、書面により述べることとなります。

一方、一般住民は、配慮書の公告、縦覧が行われますので、それを基に意見を提出します。

事業者へは、一般住民、経済産業大臣、都道府県知事からのそれぞれ意見の送付がありますので、それらの意見の概要と、それに対する事業者の見解とを併せて、次の段階の方法書に記載をすることとなります。

次の方法書が作成された後は、配慮書と同様に公告、縦覧、住民説明会が行われますが、方法書以降の住民説明会は必ず行わなければならないと法に規定がされているところであります。

その後、事業者が一般から提出された意見を取りまとめて、その意見の概要を市町村長、都道府県知事及び経済産業大臣宛てに送付をすることとなります。

したがって、方法書以降の段階では、住民からの意見を記載した上で、市町村長意見、都道府県知事意見、経済産業大臣勧告がなされる流れとなっております。

また、山口県においては、山口大学大学院教授等で構成される環境影響評価技術審査会での審議を経て、経済産業大臣においては、一般財団法人電力中央研究所名誉研究アドバイザーや、国立研究開発法人森林研究・整備機構、フェローなどで構成される環境審査顧問会の助言を得た上での勧告となりますので、環境保全に関し専門的な意見を出されることとなっております。

方法書の次は、準備書、評価書へと進んでいきますが、最終的には、経済産業大臣の工事計画の認可を得て、事業が実施される流れとなっております。

繰り返し申し上げますこととなりますが、一般意見の取りまとめは、事業者自らが行うこととなりますので、市といたしましては、事業者が関係団体へも広く意見照会を行うことや住民説明会を開催するなど、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い関係者の十分な理解を得るよう、県知事に対し意見書を提出しております。

また、騒音、振動等や景観への配慮、自然災害への対応や水質及び生物への影響、化石、文化財等についても配慮するよう、意見書には記載をしているところであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（高木法生君） それでは、ただいまの説明につきまして、質疑等がございましたら。藤井委員

○委員（藤井敏通君） 今の説明で、2点ほど確認です。

まず、1点目は、今現在どの段階にあるんですか。というのが、前回も問題になりましたように、一部の地区ではもう住民の説明会もやられてると、市長も意見を出したという話だったんですけど、このフロー図でいくと、今はどの段階なのかというのが最初の質問です。

2点目、先ほどの説明だと、市長は、要は一般住民の意見を聞くのはあくまでも事業者だと。市長は市長の立場として、全般的な市の状況を見て意見を述べる。例えばここは化石があったりする、その影響がどうだとかっていうふうなことで——もう極端なこと言いますと、住民の意見なんか別に聞かなくても、要するに市という立場で、市長のほうが意見を述べるというような説明だったと思うんですけども、そういうことなんでしょうか。

要は、住民の意見ということが非常に前回も問題になりましたけれども、そのところは、例えばもう事業者から直接聞くものであると。あくまでも市は、市長は、市の立場として意見を知事に言うということですか。

この2点、改めてちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長（高木法生君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

このフロー図でいきますと、現段階ではどこかということがございますけれど、現段階では、一番上の紫色の欄でいくと、関係市町村長が都道府県知事に対し意見を述べたというところがございます。照会があつて意見を述べたというところがございます。

知事意見が、今後事業者のほうへ出されると思いますが、知事意見については、10月30日までに事業者が回答を——事業者へ回答をする流れとなっております。

それから2点目の、市長は住民意見を聞くべきだったのではないかというような御意見も先日の委員会の中でありましたが、あくまでも事業者が住民意見を取りまとめて、それをどういった内容の意見が出たかということ、国・県・市それぞれに対し通知をするというような流れとなっております。

以上です。

それと、すみません。それと、そういう流れになっているので、市長としては、住民の意見をしっかり聞いてくださいというような意見を提出するという流れになっております。

以上です。

○委員長（高木法生君） この件につきましては、所管が教育民生委員会でございますので、きょうは説明ということで置いておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

何か関連ですか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 古屋生活環境課長が説明されました、議会でのいろんな皆さんの発言と、そして、今いろいろ説明がありました。

そういったところをやっぱりもう少し、私ら今初めて聞きましたので、まだ頭も整理されてないし、それをしっかりと議員のほうに、きょう言われた説明をしっかりと転送していただきたいなと。委員長、配慮のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（高木法生君） それでは、これにて本委員会を閉会いたします。審査の御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後 3 時 44 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年10月13日

予算決算委員長